号

外

(--)

平

成三十年

七

月

八

日

告

示

岐阜県告示第三百六十六号の二

る日から、同表の下欄に掲げる市町村の区域において、災害救助法 (昭和二十二年法律 平成三十年台風第七号及び前線等に伴う大雨による災害に関し、一の表の中欄に掲げ

第百十八号)による救助を実施する。

**なお、同法第十三条第一項の規定により、二の表及び三の表に掲げる事務をこれらの** 

公

報

災害救助法に基づく救助の実施

防

災

課

\_;

告

示

目

次

平成三十年七月八日

岐阜県知事

古

田

令第二百二十五号) 第十七条第二項の規定により告示する。

市町村の長が行うこととする旨の通知をしたので、災害救助法施行令(昭和二十二年政

適用日及び適用市町村名

平成三〇・七・八 平成三〇・七・六 | 町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加||山県市、飛驒市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝||高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、| 岐阜市、 茂郡東白川村及び大野郡白川村 美濃市、加茂郡富加町及び加茂郡川辺町

= の表一の項に掲げる市町村の長が行うこととした事務の内容及び期間

避難所の設置	平成三十年七月六日から七月十二日まで
応急仮設住宅の供与	平成三十年七月六日から平成三十二年七月

外 毎週 (金曜日)

岐 阜

県

公 報

号

平成三十年七月八日

発行

炊き出しそ	炊き出しその他による食品の給与及		埋葬	平成三十年七月八日から七月十七日まで
び飲料水の供給	供給	平成三十年七月六日が6七月十二日まで	死体の捜索及び処理	平成三十年七月八日から七月十七日まで
又は貸与被服、寝具で	写具その他生活必需品の給与	平成三十年七月六日から七月十五日まで	障害物の除去	平成三十年七月八日から七月十七日まで
医療		平成三十年七月六日から七月十九日まで		
助産		平成三十年七月六日から七月十二日まで		
被災者の救出	ш	平成三十年七月六日から七月八日まで		
被災した住宅	被災した住宅の応急修理	平成三十年七月六日から八月五日まで		
	教科書	平成三十年七月六日から八月五日まで		
学用品の終与	文房具及び通学用品	平成三十年七月六日から七月二十日まで		
埋葬	-	平成三十年七月六日から七月十五日まで		
死体の捜索及び処理	及び処理	平成三十年七月六日から七月十五日まで		
障害物の除去	女	平成三十年七月六日から七月十五日まで		
三一の表二の	頃に掲げる市町の長が行	の表二の項に掲げる市町の長が行うこととした事務の内容及び期間		
避難所の設置	•	平成三十年七月八日から七月十四日まで		
応急仮設住宅の供与	モの供与	七日まで平成三十二年七月		
び飲料水の供給	び飲料水の供給炊き出しその他による食品の給与及	平成三十年七月八日から七月十四日まで		
又は貸与被服、寝具で	写具その他生活必需品の給与	平成三十年七月八日から七月十七日まで		
医療		平成三十年七月八日から七月二十一日まで		
助産		平成三十年七月八日から七月十四日まで		
被災者の救出	#	平成三十年七月八日から七月十日まで		
被災した住宅の応急修理	モの応急修理	平成三十年七月八日から八月七日まで		
		アルニードンヨノヨハ・ハノヨンヨミで		
き 目 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	教科書	平反三十年七月ノ日からノ月七日まで		

岐阜市三輪ぷりんとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社

平成三十年七月八日発行

発 発 行 行 所 者

岐阜市薮田南二丁目一番一号

庁 県